

平成 21 年度 第 17 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 12 月 2 日（水）19 時 05 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

今日は 2 つの項目について、かなり濃密な議論をいたしましたので、お聞きになっておられたと思いますが、是非皆さん方の御質問その他をお受けしたいと思います。

○記者

今日の議論で、全部は議論し切れなかったということですが、租特透明化法案にしても、中小企業減税にしても、何か方向性は固まったという部分はあるのでしょうか。例えば租特透明化法案は、1 年目は匿名にすることは了承されたが、2 年目以降の対応については、まだ決まっていないのでしょうか。附則等のことにも言及されていましたが、その辺はどの程度まで方向感が固まったのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

私が理解している限りでは、租特透明化法案の特に企業名の公表問題については、諸説あったというふうに思います。その際、これは一度実施をしてみて、その上で、やはりこれは個社名をある程度、例えば上位 20 社なら上位 20 社を明らかにした方がいいというような、調査結果を分析してみて、そういう議論が展開をされれば、その段階でまた個社名の公開といったことをできる条件を付しておいた方がいいのかなというふうに思いました。

租特といってもいろんな租特があることは間違いないのですが、できる限り透明化をし、我々は企業の皆さん方がそれをお使いになる以上は、税金をそこに投入するわけですから、そこはある程度の透明感を持ってもらった方がいいのではないかというふうに思っておりましたが、私がこの議論の中で一番感じているのは、補助金は明らかになっているではないかという言い方をしながら、私も野党時代にずっと議論をしてきたのですが、やはり補助金は直接的にはすぐには明らかにならないそうです。

それは、我々が何か問題が起きたときに、例えば政治資金規正法との関係で、パーティー券を購入した団体が、補助金が出ていた団体だったということになると、これは選挙期間中であれば返さなければいけないということがよく問題になりますが、そういうときも、あれは後で判るんだという話をよく聞きますので、その点は予算書の段階ではなかなかオープンにはならないというふうに聞いておりましたので、そこら辺の連携を取って判断をしたというのが現在の案です。

私は、個人的には個社名公表の急先鋒だったのですが、そんなイメージを持っておりますので、改めてもう一回、渡辺副大臣は所用で先に帰られておりますが、政務官と少し意見交換などもしながら、今日のまとめの方向を次にまた提起をしていく際に

は、少し議論したいと思っております。

○記者

今の関連で、中長期的にどうするかは別にして、当面は企業名は公表しないということでおおむね合意されていたと思うのですけれども、それはそういう理解でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

そうですね。出した方がいいのではないかという発言をされた方々が2、3人おられました。私も昔ならばすぐに同調したいと思うところですが、おおよそまとまるところというのは、匿名という表現がいいかどうかは別にしても、個社名は明らかにしないということでスタートしつつ、法律上にその問題を出す、出さない、これは小川政務官の主張がございましたけれども、場合によってはそれは附則で対応するのか。少しテクニカルな問題は考えてみたいと思っています。

○記者

当面出さないというのは、税調としてほぼ合意ということですね。

○峰崎財務副大臣

そうですね。新聞にどう書かれるかということが少し気になるけれども、個社名の公表については、ほぼ匿名という形で合意というふうに見ていいのではないかと思います。

○記者

中小企業減税の部分ですが、ここもやる方向性は確認しつつ、いつやるというところに焦点を置いた方がいいのではないかという議論がありましたけれども、来年度すぐというふうにはいかないのではないかという意見が大勢だったのかと思いますが、その辺はどのように捉えていますでしょうか。

○峰崎財務副大臣

来年度というのは、今度の改正ということですか。

○記者

はい。

○峰崎財務副大臣

今日出ていた議論は、皆さんもマニフェストに書かれているということは共通した合意で、それはやはりやるべきだという主張だったと思います。今日、国民新党の下地政調会長が、あの方は予算編成の実情を知っていらっしゃるために、もうマニフェスト項目でも、それが主要項目でも、実現できるかどうかわからないような状況の認識を持たれていると思うのです。

ですから、財政論というものが一番大きかったのではないかと私は見ています。理屈の上での整理は、これも古本政務官の御主張というのは大変支持する立場ですけれども、なお、大塚副大臣との間の理屈の論争というか、一人オーナー課税のところ辺

りは、ある意味では理屈の世界ももう一つあったと思います。

もう一つ、中小企業の税率を下げる問題については、やはりこれは財源の問題が大きいんですよということを、前回言ったつもりです。ですから、やはりペイ・アズ・ユー・ゴーの原則が、この場合は求められるのではないのでしょうかということを、主張させていただいたということです。

○ 記者

中小企業の軽減税率 11%の件は、むしろやるべきだという意見が多かったように思うのですが、つまりまだ全く方向性は出ていないかと思うのですが、あとはそれを今後どうするか。今後、いつ議論するのか。その際には、方向性を事務局として出すのかどうかを教えてください。

○峰崎財務副大臣

明日、中小企業の主管官庁の経済産業副大臣と私の間でこの議論も行う予定ですので、そこで、しっかりと議論をしてみたいと思いますが、マニフェストで書かれていることは間違いありませんので、この点について、いつ、どのような形で実現するかという議論が中心になってくるというのは、それはもう間違いのないことだろうと思います。

ただ、その際に、少し気掛かりな点は、中小企業法人成りということが起きるのではないかということが出ておりましたが、御存知のように、もともと中小企業の軽減税率は 22%だったのですが、現在は 18%の税率を使っております。いわゆる事業しているところですね。そうすると、そちらが 11%に下がるのであれば、どうもそちらの方がいいのではないかという議論がありましたように、これは実は法人課税全体の中の横並びで、一度しっかりと議論しておかないと、今、問題になったようなことが起きる可能性があるということなのです。

ですから、それは方向性を出しておりますので、財源論の問題と、今、申し上げたように、さまざまな法人間の横並びもしっかりと見なければいけないと思っております。

○記者

その件にも関連すると思うのですが、議論の最後の方で、マニフェスト段階の要望の序列をやはり付けなければいけないというようなことをおっしゃっていて、それは平場では難しいから、総務省と財務省の両副大臣でやるというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、それはスケジュール感としては、いつぐらいに、どういう形でやるという予定なのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

これはやはり今週中にでも、これは常日ごろ私たちはやっていますが、予算編成をやっておられる副大臣がおられます。更には私どもの大臣、あるいは菅副総理、そういう方々と話し合う場というものはいつも持っていますので、その場合、どんなマニ

フェスト課題の状況になっているのかということ、私はやはり2人の副大臣で出向いて、是非、しっかりと把握をしてみたいと思っております。

○記者

それでは、今週の企画会合の中でやられるという理解でいいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

本当は、その前にできればやりたいと思うのですが、企画会合は明日の昼ですからね。ですから、その場で私、場合によったら質問するかもしれません。

つまり、中小企業の法人税制が11%、あるいは一人オーナー課税の問題についてのこういう要望が出ているけれども、これはマニフェスト項目だ。しかし、現状でどのような位置づけをされているのかというようなことを聞いて、財源論の問題についてお聞きしてみようと思っています。

○記者

一人オーナー課税の関係で、お話を聞いていますと財源論の問題だけではなくて、二重課税か、あと、見方によっては二重控除かという問題で、財源論だけではないというふうにお話を聞いていて思ったのですが、その辺を含めると、二重控除が問題だということになると、今までどおりの財務省の見解というものが取られるのかということ、やはりマニフェストの関係で、マニフェストをつくったときに今の一人オーナーの問題を取り上げたときに、そういう話があったのか、ないのかというものがあると思うんですが、また、やるとなると、それが時期的な問題、例えば次の税制改正ではなくて、その先であるということになれば、それは財源論の問題であって、二重課税を重視した見方ということもできると思うのですが、そういうことを話し合っていくということになると時間がかかると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○古本財務大臣政務官

今日、若干議論をした部分がこれまでの議論との整合性ということで少し平仄が合わないというふうに映ったならば、少しおさらいをしたいと思います。

この議論の端緒は、そもそも損金不算入になったということを撤廃するべきである。これが議論のスタートだったのです。その判断をした一つの理由に、これはそもそも、経営者の方々が自らの給与所得を控除することができるという仕組みに今はなっている中で、そのツールを行使することを制約するのは不公平である。こういうことです。

背景に法人成りという問題、例の1円法人も認められるようになったことがきっかけとなって、個人事業主と法人成りするということが選択できるようになったことが大きな背景にあったと思うのですが、その当時の議論と現在のこの議論と、ある一貫性を持って当然に議論がなされなければ、これは理屈が合わないと思うのです。ただ1点、今日課題提起したのは、そもそも給与所得控除の上限を見直せば、この問題が解決すると若干思っていたといいますか、相当、それが少し決定打になるだろうと思っていたのですが、それはたとえ3,000万円であっても、4,000万円であっても、上限

をどこに置くかですけれども、給与所得控除の段階での圧縮ののりはそうは変わらないという問題が精緻に検証してきたら分かってきたということなんです。

ですから、そういう中で、たとえ給与所得控除の上限を設ければ、これを倒してすべてが解決するかというと、そうではない。依然として個人事業主なり、もっと言えば、早く稼ぎたければ起業すればいいという御意見もありましたけれども、皆様と同じ一般のサラリーマンは所得防衛・節税防衛ができない中で、やはりそれは本当に給与所得控除という概念の整理をまさに今後、所得課税全体の整理をしていくときにやらなければいけないステージに来ているわけです。ですから、その全体がないままに、例えばですけれども、ここでも具体の数値がかつて日本商工会議所の人から出ましたが、2,000万円とか3,000万円ということで線を引けばすべてが解決するかというと、そうではないという議論を、今、精緻にすべきではないかということを提案したのです。

それに対し、マニフェスト事項であるので、とにかくにもやるのだと言われると、それは一つの政治の判断だと思いますけれども、事実として、皆様にお配りしている資料でご覧のとおり、やはり当初想定した給与所得水準よりオーナーの皆様が比較的多く取っておられるということを考えると、いろんなことを考えたときに、ここから先は税の話は外れますけれども、今、本当に救うべき政策は何なのかということを考えると、ほかの委員の方からも出ていましたけれども、むしろ税で少しおまけをするということよりも、歳出で本当に今日の仕事がなく困っている人に、中小零細企業が困っているというのであれば手当をするという話を、今日、私は言いましたけれども、一方で中川副大臣が言っておられたような、将来、起業していこうという人に夢を与える税制にしよう。儲けたときぐらい、きちんとそれを留保できるようにしようという大島副大臣も言っておられました。

それと、現下の本当に補正を切らなければいけない。場合によっては暫定税率もどうなるかわからないという議論のときに、これが最優先かということはどうだろうかという議論を、若干、税の議論を外れて、今度は歳出の話と絡めていたしましたので、少し事が複雑に映ったかもしれませんが、当初から言っている税のオーナー課税の話からは枠内で議論をしているつもりです。

○記者

決定過程について教えていただきたいのですが、冒頭意思決定で、全体会合で十分議論をして、それでも意見の対立のあるものは企画委員会に上げて、それで企画委員会でも更に分かれるものは、いわゆる3人の大臣に方向性を決めてもらうということでしたが、中小企業減税については、かなりここでも割れている状況があるんですが、これはまたこの全体会合で再び議論するのか、それとも、先ほどの意思決定の2段階目の企画委員会に上げる段階に既に入っているのか、これはどちらなのでしょう。

○峰崎財務副大臣

それはまだ判断ができないですね。引き続いて最後にまとめるときにどうしてもこれは企画委員会に出席させてくれと、そしてそこで意見を述べたいという人が出れば、今日お約束したように、最後に税調の総会に戻しますけれども、そこは、協議の場に関係する人がいないと、何を議論しているのだと、我々が報告したらどうしても主観性が入りますので、そういう意味で、増子副大臣がおっしゃったのが正解だという理解をしてください。

ただ、菅副総理からは、とにかく意思決定をずるずる伸ばすなということは言われていますので、そこは先ほども念のために確認したところです。

○記者

先ほどのマニフェストの順位づけですけれども、これをまとめることによって、あまり取りまとめまで時間がないかと思うのですが、今後の議論なり取りまとめにどういう影響を与えるのか、順位づけすることによって、来年の改正でやる、やらないとかそういう意思決定までされるのかどうか、少し使い方を教えていただけますか。

○峰崎財務副大臣

要するにマニフェスト事項がたくさんあるわけです。あるいは政策集 INDEX にも書かれていますから、そこで結構重要なものが出てきましたということで、今日の議論なんかは大半の方々は、オーナー課税の問題にしても、あるいは中小企業の減税の問題にしても是非これは実現してくれと言っているのです。

さて、マニフェストの上で、子ども手当、暫定税率廃止など、重要項目と言われているのはその他たくさんあるわけです。そういうものはどうなっていて、そこに割り込む余地はあるのかどうかを聞いているのです。そのことを今度、企画委員会は明日ありますから、どうなのですかという話はします。その結果、そこを今、菅副総理・国家戦略担当大臣が、そこは皆さん御存知のように、今、やっていらっしゃるわけです。我々もヒアリングを受けたこともあります。そういう中で、どういうウェートづけをされているのかということが、初めてわかるのだらうと思います。

○記者

今のマニフェストの優先順位を確認するのは、今日出た2つだけですか。

○峰崎財務副大臣

今日出たもの以外にも、当然出てくれば、また確認をいたしますが、私の頭の中にはいろいろとマニフェストの項目が、何がどう実現されようとしているのかということの、やや全体像はわかっておりますから、それは当然のことながら、順番づけを中に入れてもらえるかどうかということは、絶えず出てくれば、そういうときにお話することは可能です。

○記者

とりあえず、今回は、個別の2つということですか。

○峰崎財務副大臣

2 つについては非常に要望が強かったということについてお話はいたします。ただ、財源論というものが非常に重要だということ、私も今日、最後に少しお話ししましたけれども、そういう観点でお話を聞くわけでありますから、そういう観点でございます。

○記者

今の点で確認ですが、そこで例えば割り込む余地がないとされてしまえば、来年度からの税制改正はないという理解でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それは、先ほど中川副大臣がおっしゃったように、方向性はいいとしても、今年度は改正できないということになるかもしれないです。しかし、方向性としては、これはやるべき課題と、来年度以降に、その実施を任せるとか、そういうものは結構たくさん出てくるかもしれません。

○記者

峰崎副大臣に伺いたいのですが、今日鳩山総理が、暫定税率はやめるんですけれども、同時に環境税を4月からやるという案が出ていることに対して、国民との約束の上で、少し違うのではないかと、なかなかすぐ増税ということは望まないのではないかということを今日言ったんですが、この点については、峰崎副大臣はどうお考えでしょうか。

○峰崎財務副大臣

総理大臣の発言ですから、コメントは控えさせていただきます。かなりセンシティブな段階になってきつつありますので。

○記者

つまり、それは総理とかそういうところのレベルで決めるところだということですか。

○峰崎財務副大臣

内部でまだ十分議論していませんから、今日も少しあったように、あまり先走って私の見解を出すよりも、十分この場でしっかり議論して、その上で空気、雰囲気はその都度、直接か、間接かは別にして、私たちは伝えてきているつもりですから、また、これからも伝えていかなければいけない。税調は皆さん方にも開かれていますし、インターネットで国民の皆さんが見ていらっしゃると思いますので、そういった中での意見は非常に重要だと思っていますので、それは伝えていきたいと思います。

○記者

今の環境税のお話ですけれども、スケジュールでいけば、金曜日にエネルギー課税として議論される予定になっているかと思いますが、こちらについても、これまでの議論の延長線上として議論を始めるのか、それともある程度方向性を示すようなことになるのか、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

○峰崎財務副大臣

現時点では、全くこれはペンディングです。何らかの方向性が出る条件があるかと言えありません。これまで環境税の議論をしてまいりましたから、引き続いてフリーに議論をいただこうと思っておりますが、明日の昼に企画委員会がありますから、そこでいろんな議論をする条件ができれば、もっと具体的に議論したいと思いますが、フリーな議論というのは、引き続きやろうと思っておりますし、今の予定では、金曜日に総務省、財務省の合同政策会議で、この問題は是非議論してもらおうと思っております。暫定税率問題についてです。

ありがとうございました。

[閉会]